

神戸国際大学

改善報告書

令和6年7月19日

1. 大学名：神戸国際大学

2. 認証評価実施年度：令和3年度

3. 「改善を要する点」の内容

基準項目：4-1

○学校教育法第93条第2項第3号に基づき、学則、全体教授会規程及び各学部の教授会規程にある「教学に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項」について、学長が定め、あらかじめ教授会に周知していない点について改善を要する。

4. 改善状況及び結果

基準項目4-1について理事会にて学則ならびに関連事項について再整備を行った。また教授会で学則改正を審議する上で改めて教学に関する重要な事項で教授会の意見を聴くことが必要なものを学長が定め、各学部教授会に周知をした。

これについてはエビデンス1-1 理事会議事録、1-2 改正学則（新旧対照表）を添付する。また各教授会への周知については各教授会議事録エビデンス1-3、学長が定める事項（経済学部、リハビリテーション学部）（エビデンス1-4）を添付する。

5. エビデンス（根拠資料）一覧

基準項目4-1の資料

- ・ 理事会議事録
- ・ 改正学則（新旧対照表）
- ・ 教授会議事録
- ・ 学長が定める事項（経済学部、リハビリテーション学部）

以上